

安全データシート(SDS)

1 化学品及び会社情報

化学品の名称:	
製品名	MR-ACB
会社情報	
会社名	武藤工業株式会社
担当部署	3DP・設機事業部
住所	〒154-8560 東京都世田谷区池尻3-1-3
電話番号	03-6758-7010
Fax番号	03-6758-7013
Website	https://www.mutoh.co.jp/en/
推奨用途及び使用上の制限	3Dプリンタ用紫外線硬化性樹脂

2 危険有害性の要約

GHS 分類	
健康に対する有害性	
急性毒性(吸入:蒸気)	区分4

環境に対する有害性

GHSラベル要素
絵表示注意喚起語
危険有害性情報
注意書き

[安全対策]

[応急処置]

[保管]
他の危険有害性
重要な徴候及び想定される非常事態
の概要警告
吸引すると有害

使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
ミスト、蒸気、スプレー、粉塵、ヒュームの吸入を避けること。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。
施錠して保管すること。
情報なし
情報なし

3 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別: 混合物

組成及び成分情報:

化学名又は一般名	CAS No.	濃度範囲(Wt%)
アクリル系モノマー	登録あり	>90%
光開始剤	登録あり	<10%

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

トルエン(法令指定番号 : 407)(1%未満)

4 応急措置

吸入した場合:	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚に付着した場合:	気分が悪い時は、医師に連絡すること。 皮膚を流水またはシャワーで洗うこと。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。 皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合:	数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合:	口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 医師の手当て、診断を受けること。

5 火災時の措置

適切な消火剤:	泡消火剤、ハロゲン化消火剤、乾燥砂、二酸化炭素、粉末消火剤
特有の消火方法:	危険でなければ火災区域化から容器を移動する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 火災の種類に応じて適切な消火剤を用いる。
消火を行う者の保護:	消火活動の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:	漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外は近づけない。 風上に留まる。 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。 作業者は適切な保護具(『8.ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 低地から離れる。 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
環境に関する注意事項:	環境中に放出してはならない。 河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材:	漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。 除去後、汚染現場を水で完全に洗浄する。 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
二次災害の防止策:	床面は十分に水洗する。水洗の際は必要に応じ中和する。 すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い:	
技術的対策:	『8.ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用すること。

局所排気・全体換気	必要に応じて換気装置を設置し、局所排気または全体換気を行うこと。
安全取扱い注意事項:	周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 取扱後は、手、顔などをよく洗うこと。 換気の良い場所で取り扱うこと。 汚染された衣服は作業場から出さないこと。 眼、皮膚、衣服などとの接触を避けること。 ミスト、蒸気、スプレー、粉塵、ヒュームを吸入しないこと。 飲み込まないこと。
保管:	火気厳禁。
保管条件	消防法、毒劇法等適用法令の定めるところに従う。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 容器を密閉して冷暗所に保管すること。 施錠して保管すること。 直射日光、高温多湿な場所を避けること。 換気の良い場所で密封保管すること。
容器包装材料	消防法、毒劇法、国連輸送法規等適用法令の定めるところに従う。 包装形態のまま保管する。他の容器に移さないこと。

8 ばく露防止及び保護措置

管理濃度:	設定なし
許容濃度: ACGIH(2010)	情報なし
設備対策:	本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置した方が良い。 防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。 取扱いについては適切な換気装置を設置した場所で行う。
保護具:	
呼吸器の保護具	適切な呼吸保護具を着用すること。
手の保護具	保護手袋を着用すること。 保護手袋は不浸透性のものを用いること。
眼の保護具	保護眼鏡を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	適切な顔面用保護具を着用すること。 適切な保護衣を着用すること。 必要に応じて不浸透性の保護衣(前掛け、ゴム長靴など)を着用すること。
衛生対策:	取扱後はよく手を洗うこと。 保護具は保護具点検表により定期的に点検すること。

9 物理的及び化学的性質

外観 (物理化学的状態、形状、色など)	茶色液体(透明)
臭い	ほとんどなし
臭いの閾値	情報なし
pH	情報なし
融点・凝固点	≤0°C
沸点、初留点及び沸騰範囲	情報なし
引火点	140°C(-)
蒸発速度	情報なし
燃焼性	情報なし
燃焼範囲の上限・下限	情報なし
蒸気圧	情報なし
蒸気密度	情報なし
比重(密度)	1.11

溶解度	水に不溶(アセトン等溶媒に可溶)
n-オクタノール／水分配係数	情報なし
自然発火温度	情報なし
分解温度	情報なし
粘度	295mPa・s(25°C)
その他	※引火点は原料のものとする。

10 安定性及び反応性

化学的安定性・反応性	遮光容器中保存においては光、熱、衝撃に対して化学的に安定
危険有害反応可能性	データなし
避けるべき条件	加熱、直射日光 高温の物体、火花、裸火、静電気火花。
混触危険物質	過酸化物、鉄、塩基、強酸化剤、ある種の金属化合物
危険有害な分解生成物	データなし

11 有害性情報

急性毒性(経口)	データなし
急性毒性(経皮)	データなし
急性毒性(吸入:蒸気)	データなし
急性毒性 (吸入:粉じんおよびミスト)	データなし
皮膚腐食性／刺激性	データなし
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	データなし
呼吸器感作性	データなし
吸引性呼吸器有害性	データなし
皮膚感作性	データなし
生殖細胞変異原性	データなし
発がん性	データなし
生殖毒性	データなし
生殖毒性／授乳に対するまたは授乳 を介した影響	データなし
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	データなし
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	データなし

12 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性	データなし
水生環境有害性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし

13 廃棄上の注意

残余廃棄物:	廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。 焼却炉で少量ずつ焼却処理するか、又は都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理すること。 焼却する場合は、粉塵や飛沫が飛散しないように注意して少量ずつ行うこと。
汚染容器および包装:	汚染容器及び包装容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行うこと。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14 輸送上の注意

国際規制:	
海上規制情報	該当しない。

航空規制情報	該当しない。
国連番号	該当しない。
国内規制:	
陸上規制情報	消防法、毒劇法、道路法など適用法令にて定めるところに従う。
海上規制情報	該当しない。
航空輸送	該当しない。
輸送時の特定の安全対策及び条件	容器に漏れや破損等のないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。 容器が破損しないように水濡れや乱暴な取扱いを避けること。
緊急対応時指針番号	

15 適用法令

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
消防法	危険物 第4類第3石油類(非水溶液体)
悪臭防止法	特定悪臭物質(施行令第1条)
大気汚染防止法	有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申)、揮発性有機化合物(法第2条第4項) (環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法	危険物(施行令別表第1の4)
特定有害廃棄物輸出入規制法(パーゼル法)	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
労働基準法	廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)
	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16 その他の情報

参考文献:

本SDSは、日本ケミカルデータベース社の提供する「SDS作成支援システム GHSLogist」により作成しており、主要な情報は当システム内のデータに基づいています。

《その他の情報源》

- ・化学物質総合情報提供システム(CHRIP) : 製品評価技術基盤機構(NITE)
- ・職場あんぜんサイト : 厚生労働省
- ・ezADVANCE : 日本ケミカルデータベース(株)
- ・ChemWatch online ChemGold
- ・原料メーカーSDS

【注意】

本 SDS は、作成時における入手可能な製品情報、有害性情報に基づいて作成していますが、必ずしも十分ではない可能性がありますので、取扱いにはご注意ください。本 SDS の記載内容については、新しい知見等がある場合には必要に応じて変更してください。また、注意事項等は通常の見直しを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には用途・条件に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。